

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨及び位置づけ	1
2 計画の期間及び施策の推進	1
第2章 芦屋の教育のめざす姿	2
第3章 教育施策の重点目標	4
重点目標1 「豊かな人間力」をはぐくむために、考える力や創造性を 伸ばす教育を進めます	4
重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます	6
重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます	6
重点目標4 自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます	7
重点目標5 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を 支えます	8
重点目標6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会 づくりを推進します	8
第4章 教育施策の重点目標に対する具体的な取組内容	10
“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子ども”をめざして（役割の例示）	19
資料編	
芦屋の教育に関する現状・課題	20
芦屋市の教育に関する現状データ	26
1 芦屋市の現状	26
2 学校教育の現状	30
3 社会教育・家庭教育に関する現状	44
計画策定の経過	51
要綱・委員名簿等	52
1 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	52
2 芦屋市教育振興基本計画策定委員名簿	53
3 芦屋市教育振興基本計画策定本部設置要綱	55



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨及び位置づけ

平成18年の教育基本法の改正により、新たに「公共の精神」の尊重、「生命や自然を尊重する態度」の育成、「伝統や文化」の継承と尊重、「国際社会の平和と発展」に寄与する態度が、従来に加えて教育の目標に位置づけられるなど、新しい教育の基本理念が示されました。続く学校教育法の改正、中央教育審議会による「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」を受けて、平成20年3月学習指導要領が改訂されました。こうした経過や理念を踏まえ、7月、国においては総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を、兵庫県においては平成21年6月に同計画を策定したところであり、本市においても新しい教育の方向性を示す必要があります。

本市は、全国でも有数の住宅都市として発展してきました。また、市民の教育に対する関心も高い地域です。そこで、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び自ら考え、心豊かにたくましく生きる力を幅広く「人間力」ととらえ、その育成を最重要課題のひとつとして、「教育のまち芦屋<sup>1</sup>」を発信してきました。

各学校園においては、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、市全体においては、平成20年度からの「子ども読書の街づくり」推進事業により、子どもたちの確かな学力と豊かな心をはぐくむ取組を進めてきたところです。

また、生涯学習の分野では、平成21年に第2次芦屋市生涯学習推進基本構想を策定し「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できるよう生涯学習を推進しています。

21世紀は、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進み、「知識基盤社会<sup>2</sup>」化、グローバル化の時代であるといわれています。また、学校園や家庭、地域のあり方やその役割が変化する中で、人間関係を形成しながら、生涯にわたって学び続けることが必要です。問題意識をもち、自ら考え、人と交流しながら課題に向き合い、心身ともにたくましく自分の人生を生きる力の育成がますます重要になります。この「芦屋市教育振興基本計画」では、「芦屋で育てる子ども」の観点から本市が教育でめざす姿を明確にし、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示します。

なお、本計画は、第4次芦屋市総合計画や関連の分野別計画と連携し、総合計画の実施計画ベースで実現を図っていきます。

## 2 計画の期間及び施策の推進

本計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

この間の本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校園と行政はもちろんのこと、家庭や地域における取組の方向についても示し、これらに沿って平成23年度より順次、具体的施策を進めていきます。

計画の進捗状況については、教育委員会の事務の点検及び評価を用い、その成果の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

1 教育のまち芦屋：芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまちづくりのこと。  
2 知識基盤社会：新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤とする社会。

## 第2章 芦屋の教育のめざす姿

第1章「計画の基本的事項」で述べた社会情勢の変化や本市が従来から取り組んできた「人間力」の育成や「地域力」向上の成果と課題を踏まえ、本計画によりめざす芦屋の教育を「信頼される学校園と成熟した家庭・地域ではぐくむ豊かな人間力」とし、21世紀に生きる子どもたちの育成にむけ地域と一体となってさらに教育活動を進めます。

「教育のまち芦屋」における、本市がめざすべき人間像と、こうした人間像をはぐくむための基盤となる子ども像を掲げると以下のとおりです。

### 1 めざす人間像と培うべき力

#### (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に向けて努力する人

##### 【培うべき力】

幅広い知識や教養を身につけ、心身ともに健康で、豊かな情操や道徳心、命や人権を大切にすることを養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質・能力を磨き、夢と志をもって自らの未来を切り拓く力

#### (2) 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、明日の芦屋の担い手となる人

##### 【培うべき力】

思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の中で支え合い、地域に貢献しようとする意欲や態度を身につける。また、一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力

#### (3) 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

##### 【培うべき力】

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識、教養、柔軟な思考力に基づく判断力やコミュニケーション能力を培うなど、国際文化住宅都市の芦屋市民として国際社会の平和や発展に貢献する力

社会においてこのような態度や力をはぐくみ、生涯にわたって学び続ける土台を培うことが、芦屋の教育に課せられた使命です。

## 2 芦屋の教育がめざす子ども像

めざす人間像をはぐくむための基盤となる、本市が今後5年間において育てたい子ども像を、“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”として、次の4つの子どもの姿として掲げます。

この中では、知・徳・体をバランスよく備えた子ども像に加えて、読書に積極的に取り組む子ども像を掲げています。読書は、想像力や考える習慣を身につけ、豊かな感性や情操、思いやりの心をはぐくむなど、知・徳・体の全てに関わっており、これからの変化の激しい社会を生きる芦屋の子どもたちが、人生をより深く豊かに生きる力の育成に欠かせないものであると考えます。そこで「ブックワーム芦屋っ子」の育成に向けて、今後も引き続き、読書の取組を本市の教育活動の中核に位置づけていきます。

### 芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

- 1 目標を持ち、課題解決に向けて自ら考え、取り組む子ども
- 2 共に支えあい生きようとする心豊かな子ども
- 3 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子ども
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども

社会においてこのような態度や力を養い育てるためには、学校園はもとより、家庭や地域も子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任を持ち、社会全体が子どもたちの教育に取り組んでいかなければなりません。本市においては、これまでも市民の参画と協働により地域の人々が教育にかかわる機会の創出に努めてきましたが、さらにそれぞれが連携を進めていくことが重要になります。

以上のような子どもを育てるために、家庭・学校園・地域そして行政がそれぞれに役割を担いながら、一体となって取り組みます。(参照 P19)

## 第3章 教育施策の重点目標

芦屋の教育のめざす姿を実現するための今後5年間の行政と学校園が取り組むべき教育の6つの重点目標と、それぞれについての基本的認識や取組の方向性を示します。

- 重点目標1 「豊かな人間力」をはぐくむために、考える力や創造性を伸ばす教育を進めます
- 重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます
- 重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます
- 重点目標4 自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます
- 重点目標5 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えます
- 重点目標6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

**重点目標1 「豊かな人間力」をはぐくむために、考える力や創造性を伸ばす教育を進めます。**

全国学力・学習状況調査によると、本市の児童生徒は知識や技能の定着については一定の成果が認められるものの、それらを活用する力や学習意欲、学習習慣、生活習慣に課題がありました。

「知識基盤社会」といわれるこれからの時代の中で、子どもたちが個性豊かに、自立して社会で生き、「豊かな人間力」をはぐくむためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、意欲的に取り組む姿勢や基礎的・基本的な知識・技能の活用を図り、課題を解決する思考力・判断力・表現力を育成するような学習活動を充実させることが重要です。また、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となる言語の役割の観点から、児童生徒の言語活動の充実を図り、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する力を育成することが必要となります。

こうした力の育成には、子どもたちの実態に応じた少人数指導や教科担任制などの新学習システムを推進し、一人一人の子どもが体験しながら実感的な理解を伴う分かる授業を行うとともに、各教科等の中で観察・実験、調査、研究、討論などの基礎的・基本的な知識・技能を活用して作品や相互意見交流、発表など表現し創造する学習や、問題をよりよく解決する学習を発達段階に応じて積極的に取り入れていかなければなりません。

このようなより深化した生きる力である、新しい「豊かな人間力」という理念を行政・学校園・家庭・地域が共有し、目標を持ち、連携することによって、課題解決に向けて自ら考える創造性豊かな子どもを育てます。

また、「豊かな心」については、近年、社会のモラルの低下、家庭や地域の教育力の低下などが、子どもたちの心の健やかな成長に影を落としていることから、学校園・家庭・地域が連携して子どもたちに他者への思いやりや寛容の心、共に支えあい生きようとする心を育てる取組を強化する必要があります。加えて、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度など、社会の構成員としての自覚と責任を持って主体的に行動し、人生や新しい社会を切り拓く基盤となる力を育成します。

さらに子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、人間形成の基盤である「健やかな体」を育成することが重要です。学校教育はもとより、地域においても、幼少時から子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備し、体力を向上させ、健康的に生きるよう自覚を持つ子どもを育てるとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進します。

「豊かな人間力」の育成に関しては、発達段階に応じた教育を行うことが重要であり、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期の教育の充実が、これからの学校における教育への円滑な接続の観点からも求められます。また、子どもたちが将来の夢や志を持ち、その実現に向けて努力できるよう、望ましい勤労観、職業観をはぐくむ教育や、情報化、国際化に対応した教育についても適切に進めていく必要があります。

特別支援教育については、LD<sup>1</sup>、ADHD<sup>2</sup>、高機能自閉症<sup>3</sup>等を含めた障がいのある子どもたちに対して、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、幼稚園から中学校までを通した支援体制を構築し、適切な教育的支援の充実に積極的に取り組みます。

#### <取組の方向性>

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能を活用する学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」を確立します。
- (2) 人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組みます。
- (3) 体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組みます。
- (4) 情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- (5) 子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実に取り組みます。

1 LD：学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

2 ADHD：注意欠陥多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

3 高機能自閉症：3歳頃までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

## 重点目標 2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます

本市では、阪神・淡路大震災の復興の過程の中で、「命の大切さ」を実感し、「助け合いの精神」を学ぶとともに、「困難や逆境に負けない強い心」をはぐくむ教育を推進してきました。このような「共助」の精神の育成という特徴のある取組の一層の充実が求められています。

一方で、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別など、様々な人権問題が生じています。特に、いじめや不登校等で悩んでいる子どもは依然として後を絶たず、虐待についても近年増加傾向にあり、深刻化しています。子どもの悩みや不安などを積極的に受け止め、学校園・保護者・地域・行政など関係機関が連携し、早期発見・早期対応に努めるなど適切に取り組むことが重要です。

さらに外国人児童生徒においては、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、学校生活にうまく適応できなかつたりする等、数々の問題も生じています。そのため市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育の取組を一層推進し、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな共生社会を実現することが求められています。

### <取組の方向性>

- (1) 自らの命を守る安全教育に加え、震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- (2) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心をはぐくむ教育に取り組みます。
- (3) いじめ、不登校等の課題に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムやネットワークの充実に取り組みます。

## 重点目標 3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

本市の特徴として、私立の小中学校を選択する家庭の割合が特に高いことがあげられます。こうした家庭が私立学校を選択する理由には、中高一貫教育等、私立学校の特色ある教育をあげる一方で、公立学校に対する学習指導、生徒指導・学習環境全体への不満や不安を感じているケースも少なくない状況があります。公立学校が子どもや保護者、地域にとって魅力あるものとなり、積極的に地域の学校を選択していくよう、教員の資質や実践的指導力の向上や教育環境の整備、新たな学校間の連携システムの確立などに取り組むことが必要です。



幼稚園では、一人一人を大切にする保育に努め、体験を通して人と関わる力を育てます。また、保育所との連携を進めます。あわせて、保護者のニーズや実態に応じた預かり保育等、幼稚園の機能を生かした子育て支援を実現していきます。

加えて、学校園は自校の教育活動について、組織として目標をもって取り組み積極的に情報を公開するなどのマネジメント力の向上を図り、開かれた学校園づくりを一層進め、学校園と家庭、地域との信頼関係を確立します。

<取組の方向性>

- (1) 教職員の資質・実践的指導力の向上をめざし、教職員研修の充実を図ります。
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保します。
- (3) 快適で魅力ある学習環境を整えます。
- (4) 小中間の連携を強化する取組を推進します。
- (5) 幼稚園における子育て支援を進めます。
- (6) 「開かれた学校園づくり」を進めます。

**重点目標4 自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます**

近年、子どもたちの読書離れ、活字離れが進行し、子どもたちの健やかな成長にも影響を与えていることが指摘されています。そこで、本市においては、平成20年度から、保護者・市民の参画と協働による「子ども読書の街づくり推進事業」に取り組み、読書の大好きな子ども「ブックワーム芦屋っ子」の育成に努めてきました。読書は、知らないことが分かり、知識が増えること、また他者を思いやり共感する気持ちや感受性が育つなどその良さは誰もが認めるところです。子どもたちに豊かな心を育成するとともに、本を活用して実生活に役立てるという観点からも「子どもの読書の街づくり推進事業」の成果と課題を踏まえた読書活動の充実に継続的に取り組み、自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます。

幼稚園においては、園児がいつでも本を手にとり、本を楽しむことができるよう、「絵本の部屋」の充実を図ります。また、小中学校では、学校図書館の蔵書情報をデータベース化し、蔵書検索システムを導入することにより、学校図書館をより利用しやすい環境に整備し、児童生徒の読書活動や調べ学習の活性化を図ります。

<取組の方向性>

- (1) 読書活動の充実に継続的に取り組み、自ら本を手に取り、楽しんだり、活用したりする本が好きな子どもを育てます。
- (2) 学校図書館の環境整備を進め、学校図書館の活性化を図ります。
- (3) 公立図書館と連携した教育活動を推進します。

## 重点目標5 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えます

本市では、自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって地域の活動を行っています。そのような中で、平成20年6月に取りまとめた「生涯学習に関する意識調査報告書」によると、以前に比べ家庭や地域の教育力が低下しているという意見が多くありました。

家庭の教育力の低下の主な理由としては「子どもに対して、過保護、甘やかしすぎや過干渉な親の増加」「子どもに対するしつけや教育の仕方がわからない親の増加」、地域の教育力では「他人とのかわり合いを歓迎しない」「近所の人々との、コミュニケーションの機会や場所の不足」などとなっています。

今後、家庭と地域がそれぞれの教育力低下要因を克服し、子どもたちの育成を支える核となることが求められています。

### <取組の方向性>

- (1) 学校園と地域の諸団体や企業等とをネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。
- (2) 子どもたちが安全で安心できる活動拠点を提供します。
- (3) 親学など家庭に関わる教育の重要性の浸透を図ります。

## 重点目標6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

多様化、高度化、個別化する学習ニーズに対応し、学習者にとって利用しやすい学習機会を拡充するためには、「いつでも、どこでも、だれでも」活用できる、情報発信や講座開設などのソフト面と、関連施設（ハード面）をとともに充実させる必要があります。

また、市民が日常生活のなかで「芦屋文化」を身近に感じることができるとともに、自らが創造と発信の担い手となり得る環境づくりを進め、心豊かな社会の形成をめざすためには、現在策定中の芦屋市文化振興基本計画に基づく施策と連携した取り組みも必要です。

これらの取り組みを通して、各個人の学習成果が地域における活動推進や課題解決に活かすことができるようになれば、地域全体の持続的な教育力の向上が可能となります。

本計画は、本市が教育でめざす姿を明確にし、重点的に取り組もうとするものについて掲げていることから、生涯学習推進施策の詳細を体系的に網羅していませんが、詳細部分については、第2次芦屋市生涯学習推進基本構想と連携して、教育施策を展開していきます。

コミュニティ・スクール：芦屋市独自の呼称で、学校施設を利用し、学校園、地域、家庭の連携と住民相互の連帯感や自治意識を高めることなどを目的として、文化、体育、レクリエーション等の社会教育活動、青少年の健全育成を推進する活動、町づくりをめざす地域活動を行う。三条地区及び8小学校区を単位とし、昭和53年から昭和61年までに順次設立され、自主的、主体的に活動している。

スポーツ活動は、現在の芦屋の子どもたちの体力について、数値的に県平均を下回る結果がでていることから教育推進の柱にすべき最重要事項です。また、運動は、競技、健康、体力づくりのほか、仲間同士のふれあいや交流を通して、明るい地域を形成するためにも大きな役割を果たします。いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりの推進が不可欠です。

< 取組の方向性 >

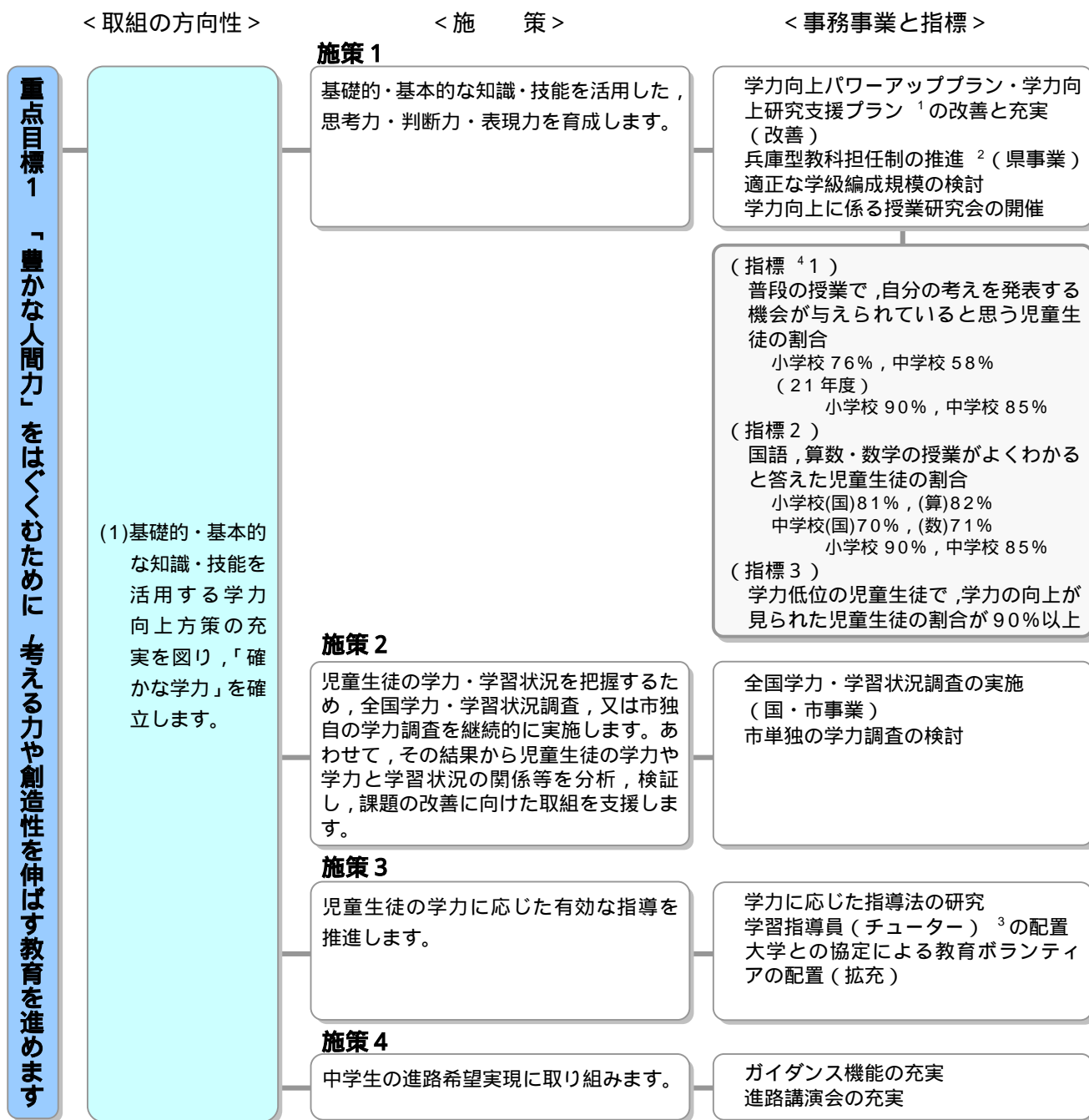
- ( 1 ) 生涯学習基盤の整備・拡充を図ります。
- ( 2 ) 社会教育と学校園との連携を拡充します。
- ( 3 ) 様々な機会を活かした、学習成果発表の場を構築します。
- ( 4 ) 「芦屋市スポーツ振興基本計画（後期5か年計画）」による施策を展開します。

---

芦屋市スポーツ振興基本計画(後期5か年計画): スポーツ振興法に基づき、スポーツを運動競技及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのものにとらえ、子どもから高齢者、障がいのある人など全ての市民が多様なスポーツとのかかわりを通じて、アクティブな(主体的・活動的・健康的)生活習慣と元気な、芦屋のまちづくりをめざすものです。

## 第4章 教育施策の重点目標に対する具体的な取組内容

ここでは、第3章で定めた重点目標を実現するための施策の方向性や具体的な事務事業を示します。その中で、特に重点的に取り組む事務事業については、指標を定めてその進捗状況や達成状況を確認しながら進めていきます。



- 1 学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プラン：児童生徒の学力向上と、児童生徒の実態に基づいた学習指導方法・指導内容の改善等教師の授業力向上を図ることを目的に、各学校において策定している授業研究の取組等の計画。（市事業）
- 2 兵庫型教科担任制の推進：小学校高学年に教科担任制を導入し、中学校の学習システム（教科担任制）への円滑な接続、教員の専門性を生かした指導など学力の向上を図るための取組。（県事業）
- 3 学習指導員（チューター）：芦屋市が平成15年度から3年間実施した学習状況調査の結果を踏まえ、児童生徒の学力向上と学力差の解消のために、平成19年度より小学校4年生と中学校1年生を対象に各校1名配置した、算数・数学の指導補助を行う非常勤嘱託員。（市事業）
- 4 指標：計画最終年度（平成27年度）までの目標となる指標。目標年度が記載されていないものは、平成27年度までに実現できるようにめざすものとする。

< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >

重点目標 1 「豊かな人間力」をはぐくむために「考える力や創造性を伸ばす教育を進めます」

(2)人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組めます

施策 5

子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむため、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制のもと、道徳教育の指導計画づくりや指導方法・指導体制に関する研究や教材の作成等に取り組めます。

心に響く道徳教材の開発・活用  
家庭・地域と連携した道徳教育の推進

(指標 1)

学校の決まりを守っていると回答した児童生徒の割合  
小学生 31%、中学生 57%(21年度)  
小学生 50%、中学生 65%

施策 6

生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるために自然体験活動や集団宿泊訓練、職場体験活動、奉仕活動や文化芸術活動など、芦屋市の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供します。

環境体験・自然学校・トライやるウィークの推進(県事業)  
規範意識をはぐくむ生徒指導の充実  
福祉体験・ボランティア活動等の推進  
文化芸術に係る体験活動の推進  
教育活動展・総合文化祭・造形教育展等の充実

施策 7

児童生徒の体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善に活用するため、全国体力・運動能力調査を実施し、その結果から児童生徒の体力と運動習慣との関係を分析・検証し、学校や地域における体力向上の取組を推進します。

小学校5年生以上の児童と中学校全生徒を対象とした体力テストの実施  
小学校教育研究部会の中に「体力向上」の部会を設置し、有効な指導方法について研究  
薬物乱用防止等の取組の充実

(指標 1)

体力テストで県平均を上回る種目数(8種目中)  
1種目(21年度)  
3種目以上

(3)体育・スポーツ活動や健康教育・食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組めます

施策 8

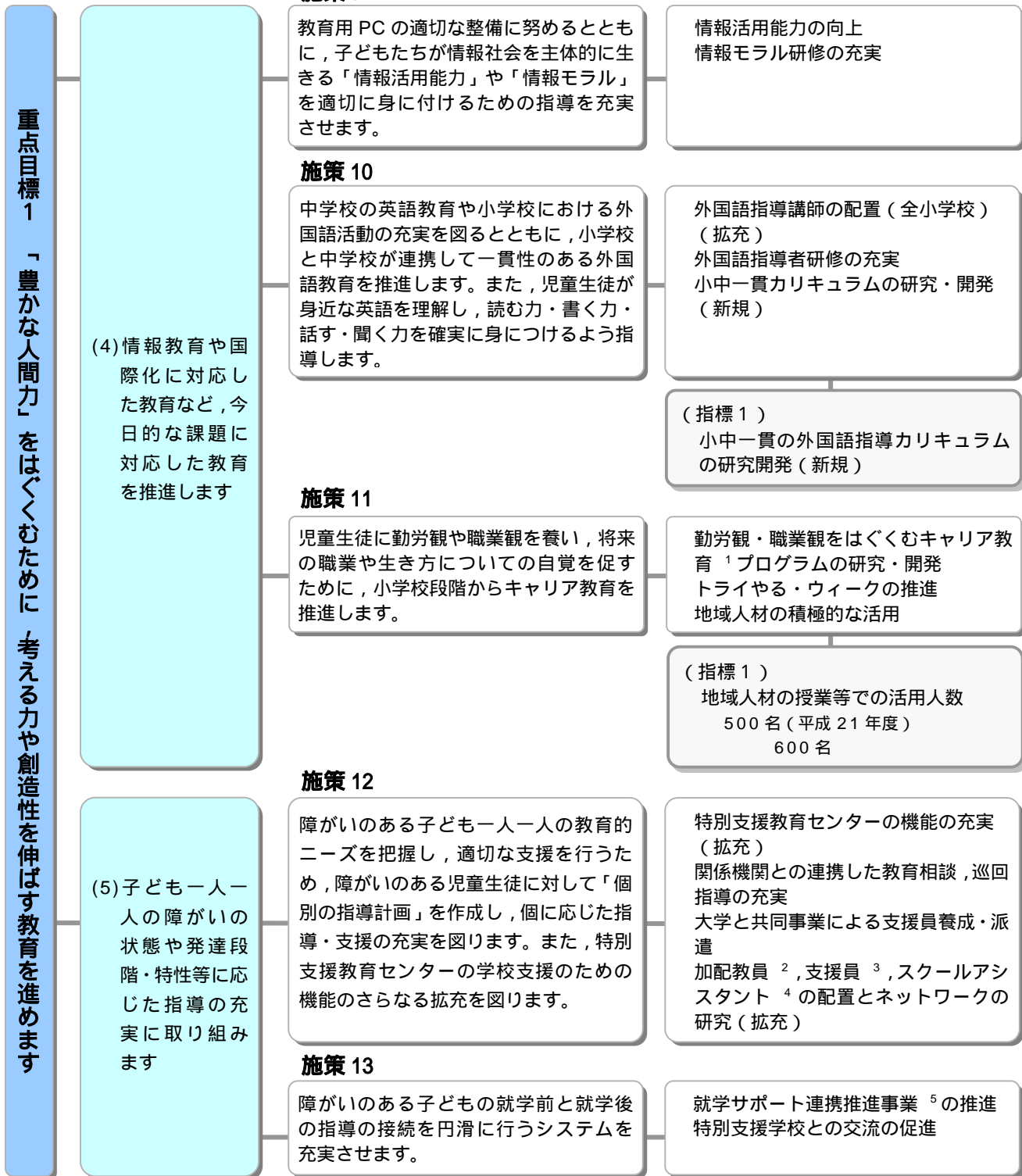
家庭・地域と連携した健康教育及び食育を推進します。

アレルギー対応マニュアルの作成(新規)  
小中間の食育交流授業の推進  
家庭・地域への啓発

< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >



1 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもたちに義務教育の段階から、勤労観・職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択・決定させることをねらいとしている。

2 加配教員：公立小中学校や幼稚園などに、教員配置定数よりも多く職員を配置すること。芦屋市では、幼稚園で特別な支援が必要な幼児に対して個に応じた指導を行うため、加配教員（臨時的任用職員）を配置している。（市事業）

3 支援員：障がい等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の生活面や、学習面の支援を行うために、芦屋市が学校園に配置している臨時的任用職員。（市事業）

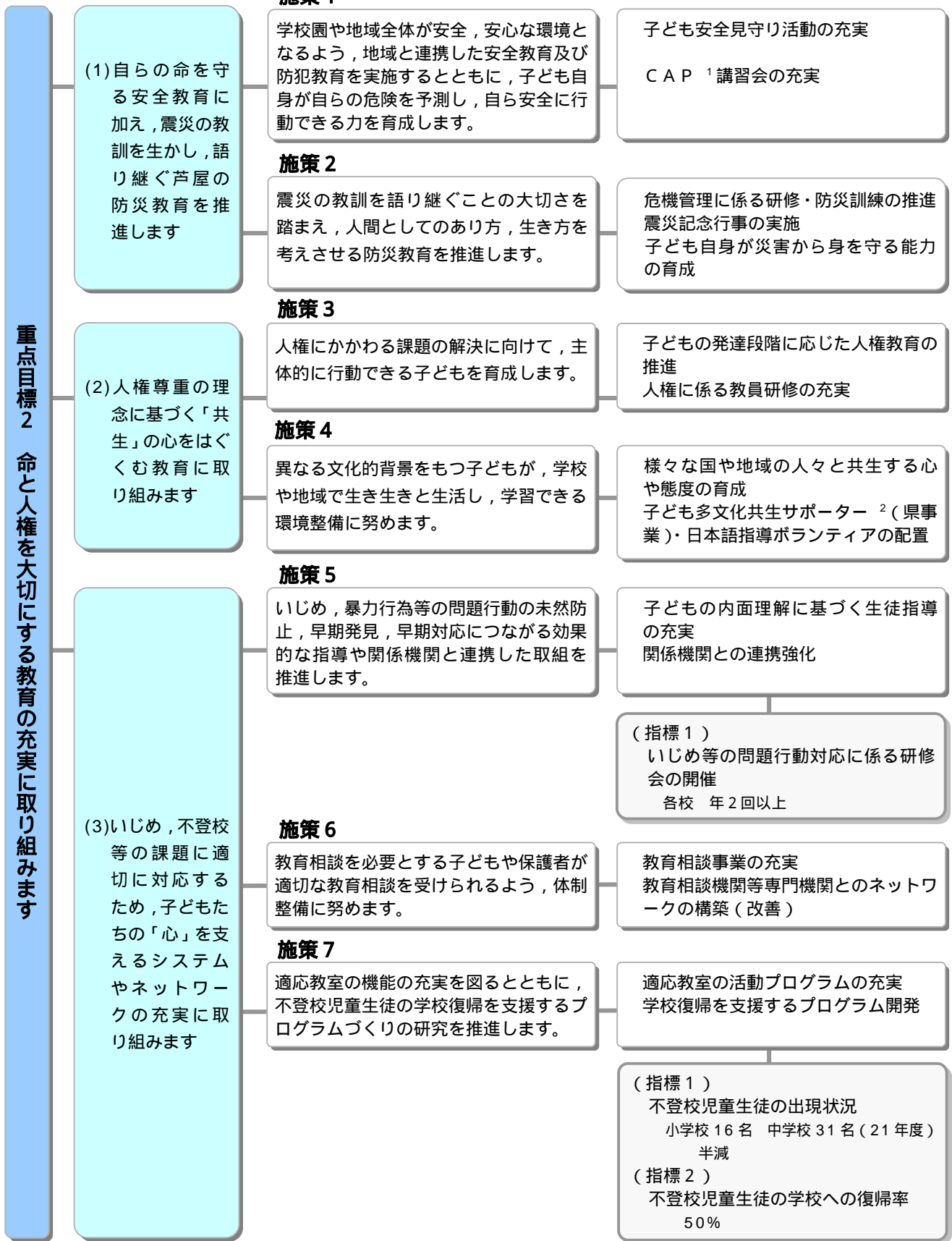
4 スクールアシスタント：通常の学級に在籍している LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある児童生徒の生活面や学習面を支援するために配置している教員免許を有する職員。（非常勤嘱託員 市事業）

5 就学サポート連携推進事業：兵庫県の障害福祉施策の一つであり、LD、ADHD等、教育上の配慮を要する児童の円滑な就学に向け、就学前教育と小学校教育との連携を推進するため、各市町における保育所、幼稚園、小学校、関係機関の連携体制づくりに対する支援を行う。（県事業）

< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >



1 CAP : (Child Assault Prevention) 子どもへの暴力防止プログラム。子どもたちがあらゆる暴力から身を守るための人権教育プログラムのこと。芦屋市では、平成 20 年から全小学校 3 年生とその保護者を対象に実施している。(市事業)

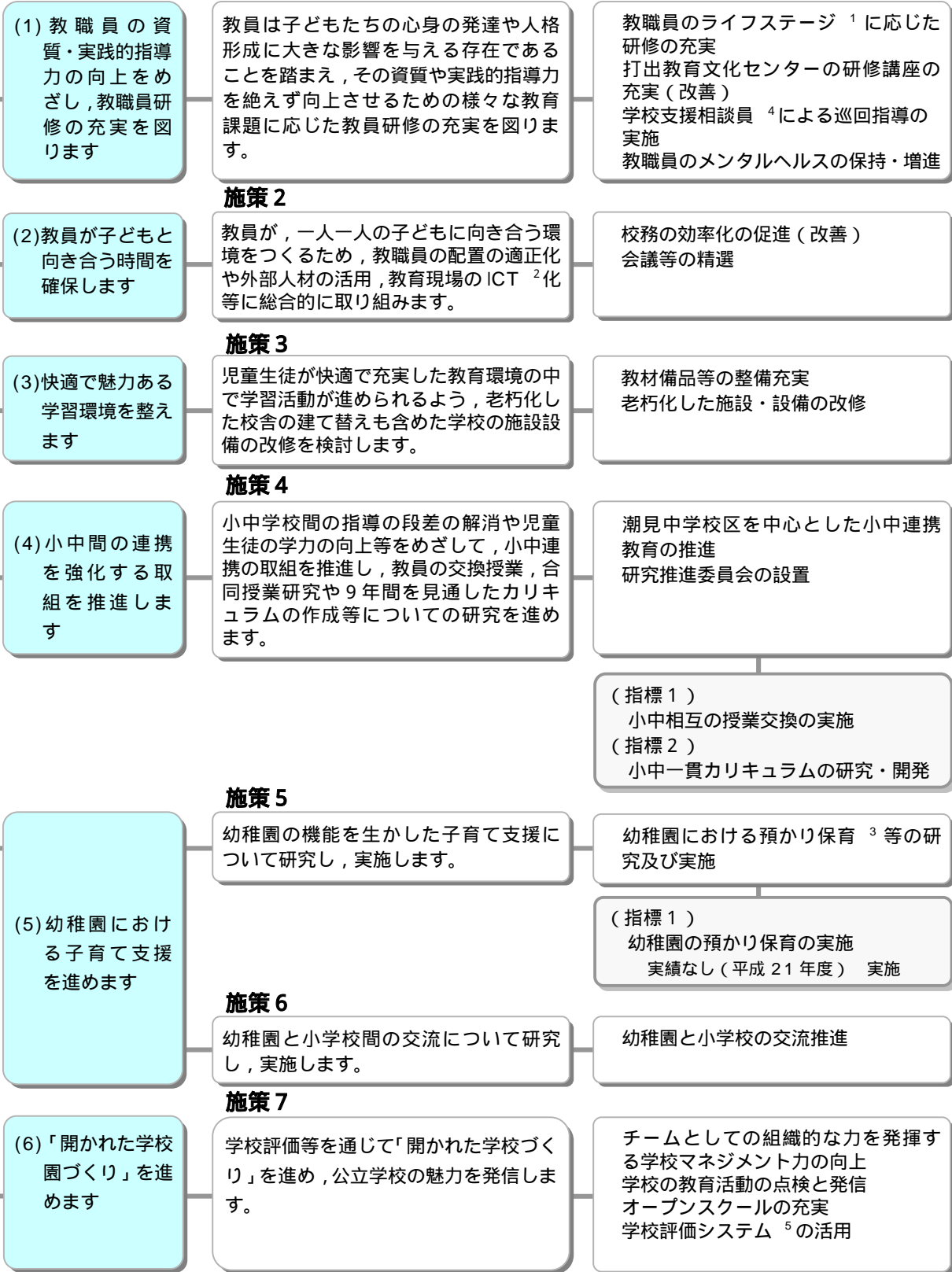
2 子ども多文化共生サポーター：日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員等と児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができるサポーターのこと。(県事業)

重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます

< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >



1 ライフステージ：教職員の年齢と経験年数を総合的に勘案したステージのこと。

2 ICT：Information and Communication Technology（情報コミュニケーション技術）の略。

3 預かり保育：地域や保護者の実態により、教育課程に係る教育時間（幼稚園の教育活動）終了後に、希望する在園児を預かる。

4 学校支援相談員：豊富な知識や教職経験を有した教職員OBを学校支援相談員として、産屋市立打出教育文化センターに配置。学校長の要請により各学校を巡回し、経験の浅い教員に対して学習指導、生徒指導、学級経営等に係る指導・支援を行っている。平成20年度は1名、平成21年度より3名。（市事業）

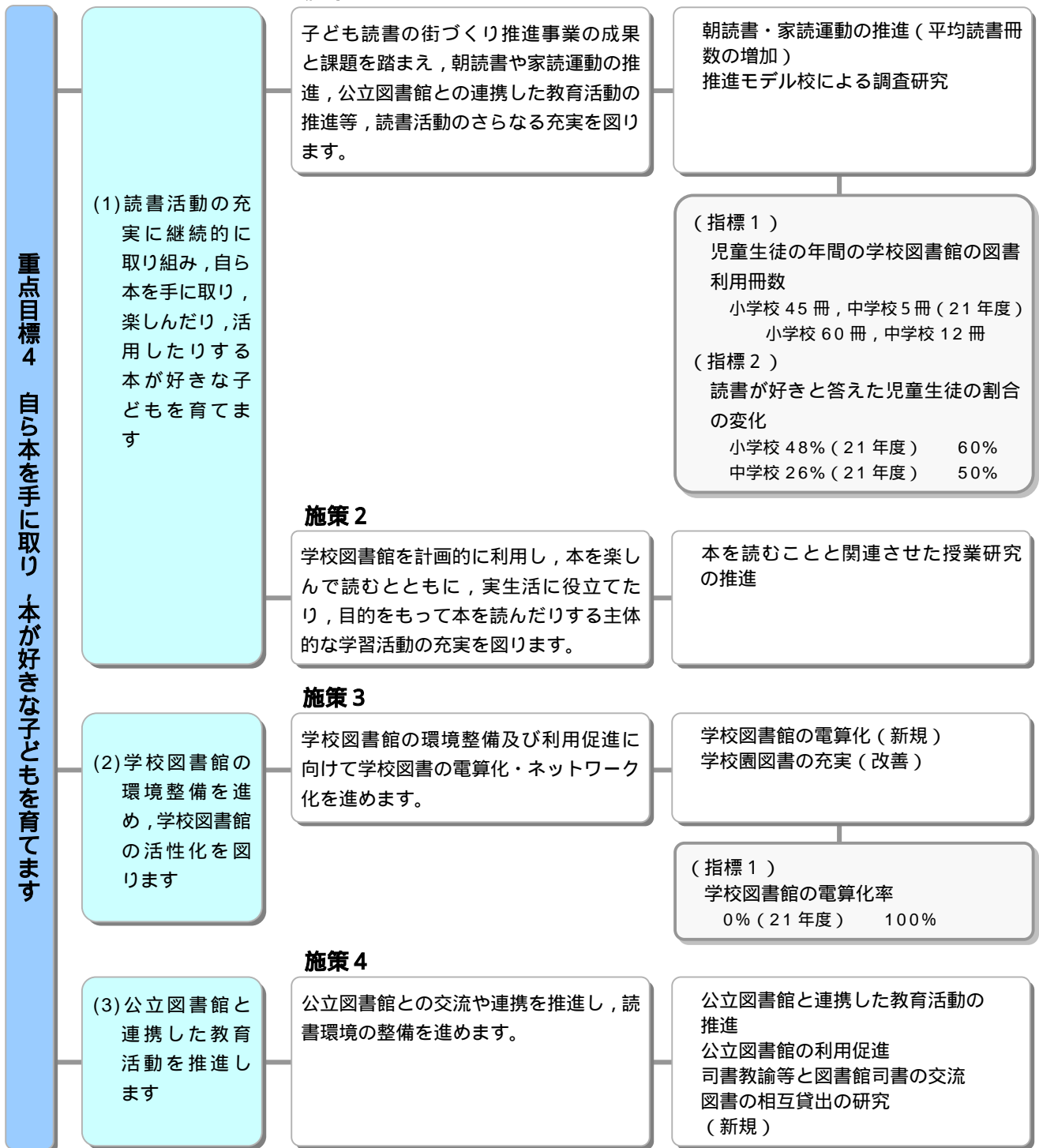
5 学校評価システム：平成19年度から実施。学校評価を通して学校の現状や取組を自ら評価し、その結果を公表するとともに保護者や地域の人々から意見聴取して次年度の学校運営に生かしていく、Plan Do Check Actionの流れにより行う評価活動。



< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >



<取組の方向性>

<施 策>

<事務事業と指標>

重点目標5 学校園・家庭・地域が連携して子どもたちの育成を支えます

(1)学校園と地域の諸団体や企業等とをネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します

(2)子どもたちが安全で安心できる活動拠点を提供します

(3)親学など家庭に関わる教育の重要性の浸透を図ります

**施策1**  
学校運営や学校支援活動に関する組織等を学校毎に一元化し、学校・家庭・地域三者連携の強化を図るとともに、学校行事と地域行事の情報共有を推進します。

**施策2**  
地域全体で子どもたちの育成を支える仕組みづくりをめざします。

**施策3**  
子どもたちの居場所づくり事業の実施日数及び内容を拡充するとともに、子ども見守り、パトロール活動の支援を行います。

**施策4**  
親に対する学習機会及び情報の提供を図ります。

学校地域連携促進事業<sup>1</sup>  
学校地域行事の情報共有推進  
地域教育推進会議<sup>2</sup>の活動支援  
学校支援地域本部事業<sup>3</sup>  
コミュニティ・スクール支援

(指標1)  
学校地域連携促進事業  
モデル校における、学校を支援する地域ネットワークの一元化を研究・実践し、モデル校以外へ順次拡大

地域イベント等での公立学校と私立学校に通う子どもたちの交流企画  
地域ネットワークによる育成支援  
学習支援や外国人家庭、障がい者がいる家庭などが地域と共生するネットワークづくり。

(指標1)  
学校地域行事の情報共有推進  
HP、広報、チラシへの掲載数と内容の充実

「ひょうご放課後プラン(子ども教室型)事業<sup>4</sup>」の拡充  
子ども見守り、巡視活動の拡充支援

(指標1)  
「ひょうご放課後プラン(子ども教室型)事業」の拡充  
実施主体の地域参加促進、実施日数の拡大、読書推進、体力向上など内容の多様化

啓発活動としての公民館での親学講座の継続実施  
啓発活動としての生涯学習課出前講座の拡充

- 1 学校地域連携促進事業：地域の実情を踏まえながら、学校運営や学校支援活動に関する組織等を一元化し、家庭・地域が、学校と協働しつつ、情報を共有・実践活動、学校運営への参画、学校支援活動に取り組み、学校・家庭・地域三者の連携強化を図る実践研究。
- 2 地域教育推進会議：地域教育のネットワークの構築、地域教育推進委員による意見提言、地域教育推進委員が地域で子どもたちをはぐくむ活動を実践する、県の教育事務所毎に設置された組織。(県事業)
- 3 学校支援地域本部事業：地域全体で学校教育を支援するため、学校支援ボランティアや幅広い分野での多様な知識・経験を持った人材の参画によるネットワークを活用した学校・地域の連携体制により、学習支援や部活動支援など様々な学校支援活動を展開する事業。
- 4 ひょうご放課後プラン(子ども教室型)事業：放課後や週末等に小学校施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て交流活動等の取組を実施する事業。

< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >

重点目標 6 「いつまでも、どこまでも、だれでも」 参加できる生涯学習社会づくりを推進します

(1)生涯学習基盤の整備・拡充を図ります

**施策 1**

学習を修めるための、ソフト面・ハード面を充実します。

「出前講座」及び「公民館講座」の内容及び周知方法充実  
文化財の周知・啓発等の広報活動の充実  
芦屋市文化振興基本計画に基づく施策との連携  
市民センター事業の拡充（「夢ステージ」など）  
市民センター施設（別館1階）の機能強化  
図書館サービスの充実と整備  
美術博物館で実施する講座等の充実  
地域教育力・地域学習支援

（指標 1）  
「出前講座」「公民館講座」「文化財啓発」等  
実施時間帯、講座内容の多様化・実施回数・参加者数

(2)社会教育と学校園との連携を拡充します

**施策 2**

学習内容をより充実させるため、社会教育と学校園とが連携します。

景観、歴史的建造物及び史跡等への理解促進  
読書活動充実のための公共図書館の機能強化  
美術博物館と幼・小・中学校が連携した「美術レクチャー、造形教室、ワークショップ」充実と利用促進  
その他社会教育施設における教育活動の充実

（指標 1）  
読書活動充実のための公共図書館の機能強化  
小・中学生の利用者登録率、利用率

(3)様々な機会を活かした、学習成果発表の場を構築します

**施策 3**

各個人が生涯学習で得た成果を、地域における活動推進や課題解決に活かすことができる機会をつくります。

社会教育関連ボランティアの育成  
市民協働による事業及び施設運営の充実

< 取組の方向性 >

< 施 策 >

< 事務事業と指標 >

重点目標6 「いつでもどこでもだれでも」参加できる生涯学習社会づくりを推進します

(4)「芦屋市スポーツ振興基本計画(後期5か年計画)」による施策を展開します

**施策4**

施設の有効活用と利用促進を図ります。

施設整備と学校施設の有効活用  
総合公園の利用促進と必要な整備促進  
キャナルパークの有効活用と環境整備  
ウォーキングコースの開発と環境整備

**施策5**

クラブ・プログラム・イベントの活性化を図ります。

スポーツクラブ21<sup>1</sup>の育成  
ライフステージに応じたプログラムの開発と提供  
スポーツ実施機会の向上  
スポーツ交流による多文化共生の実現  
市民スポーツ団体や指導者をつなぐネットワークづくり  
公共施設利用のネットワーク化  
スポーツNPO<sup>2</sup>の育成

(指標1)  
週1回以上のスポーツ実施率  
66%(24年度)

(指標2)  
スポーツクラブ加入率  
40%(24年度)

スポーツ関係の指標は、「芦屋市スポーツ振興基本計画(後期5か年計画)」の計上値

**施策6**

指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保を図ります。

クラブマネージャーや指導者の発掘及びスポーツボランティアの育成  
関係機関や団体との連携による競技力の向上  
総合的なカリキュラムの作成  
学校部活動の学部指導者制度の充実、合同部活動の導入

1 スポーツクラブ21：兵庫県では、豊かなスポーツライフを実現しスポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から法人県民税を財源として、全県下の小学校区に地域スポーツクラブを設置する支援事業を実施し、芦屋市においては、誰もが、いつでも、身近なところで、スポーツができることを目指した地域住民の自発的、主体的運営によるスポーツクラブをすすめています。  
2 スポーツNPO：特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、特定非営利活動法人として認証を受けたスポーツ団体やスポーツクラブなどを言う。